

証券コード 574A
2026年7月14日
(電子提供措置の開始日2026年7月8日)

株 主 各 位

鳥取県鳥取市南吉方三丁目201-3
株 式 会 社 L A S S I C
代 表 取 締 役 社 長 若 山 幸 司

第20期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://lassic.co.jp/ir/disclosure/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年7月30日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 鳥取県鳥取市南吉方三丁目201-3 当社会議室
3. 目的事項
- 報告事項 第20期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 第20期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件

上記各議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が見られたものの、物価上昇の継続や海外経済の減速、為替相場の変動等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。加えて、国際情勢の不安定化や各国の政策動向の影響もあり、企業活動を取り巻く環境は引き続き注意を要する状況となっております。

このような状況の中、国内では構造的な人手不足が依然として深刻であり、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進や業務効率化に向けたIT投資需要は底堅く推移しております。さらに、生成AIをはじめとする先端技術の進展により、IT人材やデジタルスキルに対する需要は一層高まり、IT人材ソリューション市場は今後も高い需要が継続するものと見込まれております。

当社におきましては、需要の高いIT人材ソリューション市場に向け、リモートワークに特化したIT人材の提供及びフルリモートかつボーダレスな人材活用によるシステム運用・保守サービスの提供を中心としたビジネスモデルの強化に継続して取り組みました。また、高度な知識・技能を有するフリーランス人材の獲得及び活用を推進するとともに、既存顧客との関係強化及び新規案件の獲得に注力いたしました。

上記の結果、当事業年度における当社の業績は、主要サービスの需要が堅調に推移したことにより売上高は4,987,649千円（前期比4.2%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加により売上総利益は増加したものの、事業拡大に伴う人材採用の強化やシステム関連費用の増加に加え、東京本社の移転に伴う一時的な減価償却費の増加等により販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益191,592千円（前期比5.5%減）、経常利益192,063千円（前期比7.5%減）、当期純利益118,938千円（前期比19.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は80,242千円であり、その主なものは、新東京本社の内装工事費用及び什器購入費用であります。これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、既存借入金の借換を目的として、金融機関より新たに借入を行っております。

具体的には、2025年12月に鳥取銀行より運転資金として200,000千円の借入を行い、同時に既存借入金171,365千円の繰上返済を実施しております。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 2023 年 4 月期	第 18 期 2024 年 4 月期	第 19 期 2025 年 4 月期	第 20 期 (当事業年度) 2026 年 4 月期
売 上 高 (千円)	3,493,681	4,432,661	4,788,882	4,987,649
経 常 利 益 (千円)	239,299	239,646	207,701	192,063
当 期 純 利 益 (千円)	178,840	173,384	146,924	118,938
1 株当たり当期純利益 (円)	55.37	54.52	46.20	37.40
総 資 産 (千円)	1,506,496	1,650,893	1,767,030	1,832,973
純 資 産 (千円)	623,026	799,391	946,526	1,065,484
1 株当たり純資産額 (円)	195.92	251.30	297.57	334.97

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。第 17 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

①事業基盤の充実化

今後の事業拡大においては、「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT 領域）」において、早期に「フルリモートワーク掲載数 No.1」のポジションを確立することで、競合エージェントとの IT 人材の獲得競争において差別化を図ることが、売上成長・収益性の維持拡大の両面において重要であると考えております。

また、求人企業数・求人案件数の伸長によって、ユーザーに対し、より豊富な選択肢を提供することが可能となることから、新規ユーザー数の増加及びマッチング効率の向上が期待できます。さらに、マッチング効率の向上は、退会率の低下にもつながることから、Remogu のユーザー数の伸長とユーザー 1 人あたりの獲得単価の低減による収益性の向上についても期待できます。

このような考えから、Remogu の求人企業数・求人案件数について、他社に先んじて集め、急速に伸長させることが、目下の課題であると捉えております。

②優秀な人材の採用及び育成

IT 人材ソリューション事業の拡大にあたっては、優秀な営業人材及び事業特有の専門知識や経験を有する技術人材の獲得が重要であると考えております。このため新卒・中途採用における採用手法の拡充や選考プロセスの効率化を行うとともに、当社のミッションである、個人・企業・地域が有する「らしく（個性・魅力）」の実現をサポートすることに共感する人材の積極採用を継続してまいります。また、優秀な人材が長期にわたって活躍する環境を整えるべく、人事制度の見直しや、福利厚生、研修制度等の充実を進めてまいります。

③情報管理体制の強化

IT 人材ソリューション事業においては、法人顧客・ユーザー等から、様々な機密情報・個人情報等をお預かりし、事業運営において活用しております。当社は、事業の健全な発展においては、関係諸法令の遵守はもとより、お預かりした情報資産を適切に管理し、活用していくことが重要であるという考えから、「プライバシーマーク」認証の取得を行っておりますが、今後も管理方法の強化を継続して行ってまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

サービス名	事業内容
Remogu	ソフトウェア受託・開発・保守メンテナンス、システムコンサルティング、労働者派遣
IT ソリューション	
リラシク	職業紹介

(8) 主要な営業所（2026年4月30日現在）

名称	所在地
鳥取本社	鳥取県鳥取市
東京本社	東京都港区

(9) 従業員の状況（2026年4月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
182 名（89 名）	1 名減（10 名減）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2026年4月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社鳥取銀行	172,220 千円
株式会社日本政策金融公庫	41,968 千円
株式会社山陰合同銀行	40,672 千円
株式会社商工組合中央金庫	3,000 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,240,000株（自己株式60,000株を含む。）
- (3) 株主数 7名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
若 山 幸 司	1,070,000 株	33.65%
株式会社レジョイス	1,000,000 株	31.45%
西 尾 知 宏	790,000 株	24.84%
鎌 田 和 彦	270,000 株	8.49%
株式会社 S・M・R・T	30,000 株	0.94%
関 根 隆 行	10,000 株	0.31%
牛 尾 昭 昌	10,000 株	0.31%

- (注) 1. 当社は、自己株式 60,000 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式 60,000 株を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。
2. 株式会社レジョイスは、当社の代表取締役である若山幸司氏の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若 山 幸 司	—
取 締 役	西 尾 知 宏	—
取 締 役	武 林 聡	株式会社エスネットワークス 取締役 株式会社A I R-U 監査役 株式会社エスコポレートソリューションズ 代表取締役
監 査 役 (常勤)	浦 川 絵 理 子	岡本絵里子公認会計士事務所 所長
監 査 役	池 原 浩 一	池原公認会計士事務所 所長 日本セラミック株式会社 取締役（監査等委員） 株式会社グラッドキューブ 取締役（監査等委員） アクシス IT パートナーズ株式会社 監査役
監 査 役	加 藤 淳 也	城南法律事務所 代表弁護士 株式会社 Photo electron Soul 監査役 株式会社エイチームホールディングス 取締役（監査等委員） 株式会社コピー 監査役

- (注) 1. 取締役武林聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役浦川絵理子氏、池原浩一氏及び加藤淳也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役浦川絵理子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役池原浩一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役加藤淳也氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び関連法令に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

役 名	氏 名	職 位
執 行 役 員	牛 尾 昭 昌	事業推進本部長
執 行 役 員	関 根 隆 行	Remogu 事業部長
執 行 役 員	白 石 孝 太 郎	コーポレート本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役武林聡氏は、当社定款及び会社法第 427 条の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会に一任されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会から委任を受けた代表取締役の若山幸司が担当職務の貢献度と業績を総合的に勘案した報酬案を取締役会へ上程し、合議の上、報酬額を決定しております。

当社の取締役の報酬等は、固定基本報酬と業績連動報酬により構成されており、その支給割合の決定方針は、取締役会で決議された取締役報酬制度に定めております。取締役の固定基本報酬は、それぞれの役位と前期実績における売上と利益の企業水準を勘案して決定し、年額を12で除した金額を毎月支給しております。また、業務執行取締役の業績連動報酬は、各会計年度の業績成果から評価を行い、取締役報酬制度に定めた報酬マトリクスに従って算出し、固定基本報酬と同様に、算出した金額を12で除した金額を毎月支給しております。

監査役は、株主の付託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査職務を負っていることから、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。なお、当社では非金銭報酬等はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	41,696 千円 (3,600 千円)	41,696 千円 (3,600 千円)	一千円	3 名 (1 名)
監査役 (うち社外監査役)	12,800 千円 (12,800 千円)	12,800 千円 (12,800 千円)	一千円	3 名 (3 名)
合計 (うち社外役員)	54,496 千円 (16,400 千円)	54,496 千円 (16,400 千円)	一千円	6 名 (4 名)

(注) 当社は、2023 年 7 月 27 日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額 100,000 千円以内（当該株主総会終結時の員数 3 名）、2026 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額 30,000 千円以内（当該株主総会終結時の員数 3 名）と決議いただいております。

(6) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の武林聡氏は、株式会社エスネットワークスの取締役、株式会社 A I R - U の監査役及び株式会社エスコポレートソリューションズの代表取締役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役の浦川絵里子氏は、岡本絵里子公認会計士事務所の所長であります。同兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役の池原浩一氏は、池原公認会計士事務所の所長であります。また、同氏は日本セラミック株式会社の取締役（監査等委員）、株式会社グラッドキューブの取締役（監査等委員）及びアクシス IT パートナーズ株式会社の監査役を兼職しております。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役の加藤淳也氏は、城南法律事務所の代表弁護士、株式会社 Photo electron Soul の監査役、株式会社エ

イチームホールディングスの取締役（監査等委員）及び株式会社コピーの監査役を兼職しております。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割 に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	武 林 聡	武林聡氏は、開催された取締役会 14 回全てに出席しました。上場会社を含め、多くの事業会社で経営者として培われた豊富な経験と高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
監 査 役	浦 川 絵 理 子	浦川絵里子氏は、開催された取締役会 14 回全てに出席し、監査役会については、15 回全てに出席しました。同氏は公認会計士としての専門的な知見を有しており、監査法人での勤務経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監 査 役	池 原 浩 一	池原浩一氏は、開催された取締役会 14 回全てに出席し、監査役会については、15 回全てに出席しました。同氏は公認会計士としての専門的な知見を有しており、監査法人での勤務経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監 査 役	加 藤 淳 也	加藤淳也氏は、開催された取締役会 14 回全てに出席し、監査役会については、15 回全てに出席しました。同氏は弁護士としての豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下の通りであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当会社の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定めております。
- (ロ) 当会社の取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備しております。
- (ハ) 取締役は、他の取締役に關する重大な法令違反その他コンプライアンスに關する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告しております。
- (ニ) 当会社は、内部通報規程を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図っております。
- (ホ) 当会社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に關する体制

当会社の取締役会は、文書管理規程等の文書管理及び情報セキュリティに關する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しております。

③ 損失の危機の管理に關する規程その他の体制

- (イ) 業務執行に係るリスクとして、以下の(a)～(g)のリスク（カテゴリー）を認識しております。
 - (a) 信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスク
 - (b) 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - (c) 情報セキュリティリスク：不適切な情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク
 - (d) コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の順守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受けるリスク及び必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなるリスク
 - (e) 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク
 - (f) イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク
 - (g) 風評リスク：マスコミ報道、風評、風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
- (ロ) 当会社の取締役会は、リスク管理体制の基礎として、リスクカテゴリー毎にリスク管理方針を定めております。

- (ハ) 当会社の取締役会は、リスク管理方針に則り、リスクマネジメント・コンプライアンス規程等の関連規程を整備し、リスク管理担当役員の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める体制を整えております。
 - (ニ) 当会社の取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させております。
 - (ホ) 当会社の取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、全社のリスク管理体制や関連規程の整備及び研修を行っております。また、各部署にリスク管理担当者を配置し、各部署での損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止めるためのリスク管理の実践と研修を行っております。
 - (ヘ) 当会社の取締役会は、方針の有効性・妥当性及び体制の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当会社の取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議しております。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標を決定、効率的な経営資源の配分を行っております。
 - (ロ) 当会社の取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正しております。
 - (ハ) 当会社の取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行っております。
 - (ニ) 当会社の取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置しております。
 - (ホ) 当会社の取締役会は、取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、社内の組織、権限及び責任を規程に定め、明確化しております。
 - (ヘ) 当会社の取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示しております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 当会社の取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えております。
 - (ロ) 当会社の取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務めております。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映しております。

- (ハ) 当会社の取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス体制や関連規定の整備及び研修を行っております。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行っております。
 - (ニ) 当会社の取締役会は、内部通報の調査体制及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できる内部通報制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署からリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告しております。
 - (ホ) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告しております。
- ⑥ 業務の適正を確保するための体制
- (イ) 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査しております。
 - (ロ) 監査役及び内部監査人は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 当会社の取締役会は、監査役から要請があった場合には、必要な使用人を配置しております。
 - (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査役の同意を得るものとしております。
 - (ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有するものとし、監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとしております。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保することとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を発見次第直ちに報告しております。
 - (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (b) 会社の業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財産上の事実
 - (ロ) 監査役は、必要に応じいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができることとしております。
 - (ハ) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関して報告を求められた場合、遅滞なく報告することとしております。
- (ニ) 内部監査人は、認識するリスクに対して内部監査人による内部監査を行い、その結果を監査役に報告することとしております。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いの禁止し、その旨を周知徹底することとしております。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きについては、監査役の請求に従い円滑に処理を行っております。

- (ロ) 監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を負担しております。
- (二) 監査役がその役割及び責務に対する理解を深めるため必要な知識や適切な更新等の研鑽に適合した研修等にかかった費用について負担しております。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べております。
- (ロ) 監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保しております。
- (ハ) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受けることができるものとしております。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築しております。
- (ロ) 内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等の適合性を確保しております。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (イ) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内周知し明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。
- (ロ) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
- (ハ) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。
- ⑮ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証するための内部監査体制を内部監査に関する社内規程に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システム基本方針に基づき、適切な運営を行っております。

この実効性は、定期的に内部監査人が評価し、結果を代表取締役に報告し、監査法人、監査役及び内部監査人による三様監査を定期的に開催し、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、現時点においては、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当を実施しない方針であります。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。なお、内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金等に活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,579,610	流 動 負 債	601,372
現 金 及 び 預 金	1,053,912	買 掛 金	249,584
売 掛 金	459,527	短 期 借 入 金	3,000
契 約 資 産	3,348	1年内返済予定の長期借入金	91,416
仕 掛 品	1,836	未 払 金	55,353
前 払 費 用	38,989	未 払 費 用	69,845
そ の 他	21,996	未 払 法 人 税 等	28,700
固 定 資 産	253,363	未 払 消 費 税 等	17,425
有 形 固 定 資 産	160,546	前 受 金	12,170
建 物	119,118	預 り 金	3,357
構 築 物	450	賞 与 引 当 金	68,072
車 両 運 搬 具	0	返 金 負 債	2,447
工具、器具及び備品	31,977	固 定 負 債	166,117
土 地	9,000	長 期 借 入 金	163,444
無 形 固 定 資 産	2,236	資 産 除 去 債 務	2,673
ソ フ ト ウ ェ ア	2,236	負 債 合 計	767,489
投資その他の資産	90,580	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	491	株 主 資 本	1,065,219
出 資 金	10	資 本 金	99,680
長 期 前 払 費 用	2,127	資 本 剰 余 金	10,800
繰 延 税 金 資 産	36,143	資 本 準 備 金	10,800
敷 金 及 び 保 証 金	51,768	利 益 剰 余 金	1,005,139
そ の 他	39	利 益 準 備 金	7,561
		そ の 他 利 益 剰 余 金	997,578
		繰 越 利 益 剰 余 金	997,578
		(うち当期純利益)	(118,938)
		自 己 株 式	△50,400
		新 株 予 約 権	264
		純 資 産 合 計	1,065,484
資 産 合 計	1,832,973	負債純資産合計	1,832,973

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年5月1日から 2026年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,987,649
売 上 原 価		3,456,318
売 上 総 利 益		1,531,331
販売費及び一般管理費		1,339,738
営 業 利 益		191,592
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,115	
有 価 証 券 利 息	191	
受 取 地 代 家 賃	710	
受 取 保 険 金	500	
そ の 他	84	3,602
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,699	
消 費 税 差 額	182	
そ の 他	250	3,132
経 常 利 益		192,063
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	419	
固 定 資 産 売 却 損	17	
システム障害対応費用	11,200	11,637
税 引 前 当 期 純 利 益		180,426
法人税、住民税及び事業税	58,643	
法 人 税 等 調 整 額	2,843	61,487
当 期 純 利 益		118,938

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から 2026年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	99,680	10,800	10,800	7,561	878,639	886,200	△50,400	946,280
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益			—		118,938	118,938		118,938
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			—			—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	118,938	118,938	—	118,938
当 期 末 残 高	99,680	10,800	10,800	7,561	997,578	1,005,139	△50,400	1,065,219

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△19	△19	264	946,526
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				118,938
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	19	19		19
当期変動額合計	19	19	—	118,958
当 期 末 残 高	—	—	264	1,065,484

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【 個 別 注 記 表 】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	10～20年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステム等を制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約のうち金額的重要性が乏しい契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 準委任契約及び派遣契約

準委任契約及び派遣契約は、主としてシステム開発等の受託業務について、システムエンジニア等の専門要員が顧客に役務の提供を行うものであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

③ 人材紹介

人材紹介における履行義務は、IT 専門職の採用需要がある顧客企業に対して、顧客企業が求める候補者を紹介することであり、当該履行義務は、候補者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、転職希望者が顧客企業に入社した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、早期の退職等が発生した場合において、契約上、返金義務のあるものに関しては過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し、売上高から控除しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物	55,081千円
土地	9,000千円
（上記に対応する債務）	
1年内返済予定の長期借入金	6,696千円
長期借入金	35,272千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 102,795千円

3. 偶発債務

当社は、2025年7月2日付で東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟を提起されました。

当該訴訟は、原告から受託した業務に関して、当社の委託先による原告の情報の取扱いにおいて生じた問題（2024年4月発生）に起因して原告より提起されたものであり、原告は当社の債務不履行責任及び使用者責任を理由に、対応人件費相当額や逸失利益等として当社に対し106,952千円及び遅延損害金を請求しております。

当該訴訟は東京地方裁判所において係属中です。当社としては、原告の請求は根拠のないものと考えており、当該訴訟において適切に対応しております。ただし、現時点においては、当該訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、引当金は計上しておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,240,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 60,000株
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	23,900千円
減価償却超過額	4,798千円
資産除去債務	1,159千円
未払費用	3,839千円
未払事業税	2,124千円
その他	<u>1,476千円</u>
繰延税金資産小計	<u>37,298千円</u>
評価性引当額	<u>△617千円</u>
繰延税金資産合計	<u>36,681千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>537千円</u>
繰延税金負債合計	<u>537千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>36,143千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、金融機関からの借入による方針であります。また、必要な運転資金を除いた余資については、短期的な預金または安全性の高い金融商品を中心に運用することとしております。

デリバティブは、組込デリバティブなど投資運用収益獲得のための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、経理部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	254,860	250,483	△4,376
負債計	254,860	250,483	△4,376

※1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 売掛金、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、上記表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
投資有価証券	491

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	250,483	—	250,483
	—	250,483	—	250,483

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 334 円 97 銭

1 株当たり当期純利益 37 円 40 銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、IT 人材ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分及び収益認識別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス		Remogu	リラシク	IT ソリューション	合計
一時点で移転される 財又はサービス	請負契約	—	—	27,250	27,250
	人材紹介	—	251,012	—	251,012
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	請負契約	—	—	110,614	110,614
	準委任契約 及び派遣契約	3,709,119	—	889,652	4,598,772
顧客との契約から生じる収益		3,709,119	251,012	1,027,517	4,987,649
外部顧客への売上高		3,709,119	251,012	1,027,517	4,987,649

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基

準」に同じ内容を記載しているため省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債、並びに返金負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	493,930
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	459,527
契約資産（期首残高）	7,162
契約資産（期末残高）	3,348
契約負債（期首残高）	658
契約負債（期末残高）	12,170
返金負債（期首残高）	2,383
返金負債（期末残高）	2,447

(注) 1. 契約資産は、主に請負契約（ごく期間の短い契約を除く）において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられます。

2. 契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩しております。

3. 当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度期首の契約負債に含まれていた金額は658千円であります。

4. 返金負債は、人材紹介事業について、早期の退職等が発生した場合において、契約上、返金義務のあるものに関しては過去の返金実績より返金が見込まれる金額を計上しております。返金負債は、顧客企業に対して返金義務が発生した時点で取り崩しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日までの第 20 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- ④ 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 6 月 30 日
株式会社 L A S S I C 監査役会
常勤監査役 浦川絵里子
監査役 池原 浩一
監査役 加藤 淳也

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 L A S S I C
代 表 取 締 役 社 長 若 山 幸 司

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 第20期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の規定に基づき、当社第20期計算書類のご承認をお願いするものがあります。

議案の内容につきましては、添付書類（15頁から23頁まで）に記載のとおりであります。
なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を適正に示しているものと判断しております。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
わかやま こうじ 若 山 幸 司 (1972年4月14日) 【所有する当社の株式数】 2,070,000株	1996年4月 (株)経調（現 (株)電通総研テクノロジー）入社 1998年5月 (株)インテリジェンス（現 パーソルキャリア(株)）入社 2002年10月 同社 執行役員 2009年7月 当社 代表取締役社長（現任）
にしお ともひろ 西 尾 知 宏 (1975年4月6日) 【所有する当社の株式数】 790,000株	1999年4月 (株)ビジネスコンサルタント入社 2000年5月 (株)エクスペリエンス（現 パーソルキャリア(株)）入社 2007年5月 当社 代表取締役社長 2009年7月 当社 代表取締役副社長 2022年7月 当社 取締役（現任）
たけばやし さとし 武 林 聡 (1964年5月23日) 【所有する当社の株式数】 30,000株	1987年4月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス）入社 1992年9月 (株)インテリジェンス（現 パーソルキャリア(株)）入社 1993年4月 同社 取締役 2004年6月 (株)メディア（現 アルテリア・ネットワークス(株)） 代表取締役社長 2007年9月 (株)UCOM（現 アルテリア・ネットワークス(株)） 代表取締役 2009年11月 (株)USEN（現 (株)U-NEXT HOLDINGS） 取締役 2010年10月 (株)S・M・R・T 代表取締役社長（現任）

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	2011年1月 (株)フォーバル・リアルストレート 代表取締役 2016年3月 (株)エスネットワークス 取締役（現任） 2019年6月 (株)インターワークス（現 (株)コンフィデンス・インターワークス） 代表取締役 2020年12月 アート・クラフト・サイエンス(株) 取締役 2022年5月 (株)Auditech 取締役 2022年11月 当社 社外取締役（現任） 2024年3月 株式会社A I R－U 監査役（現任） 2025年1月 (株)エスコポーレートソリューションズ 代表取締役（現任）

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 若山幸司氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社レジョイスが所有する株式数を含んでおります。同氏は当該株式を含め当社議決権の過半数を保有していることから、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 武林聡氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社S・M・R・Tが所有する株式数を含んでおります。
4. 武林聡氏は社外取締役候補者であります。
同氏を候補者とした理由は、同氏は上場会社等における取締役としての経営経験により、経営全般を監督するための幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と見識及び中立的な客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。
5. 武林聡氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は本株主総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。
6. 当社は武林聡氏の間で、当社定款及び会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以上